

令和5年6月29日からの大雨について （第5報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 6/29 15:00 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

- (1) 医療関係全般（7月2日9時30分時点）

・各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼（6/29）。

6月30日 長崎県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月1日 EMIS 警戒モード解除

6月30日 大分県 EMIS 警戒モードに切り替え。

6月30日 鹿児島県 EMIS 警戒モードに切り替え。

7月1日 広島県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月1日 EMIS 警戒モード解除

7月1日 山口県 EMIS 警戒モードに切り替え。

7月1日 岐阜県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒7月2日 EMIS 警戒モード解除

- (2) 医療施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

- (3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

3 生活衛生・食品安全関係

- (1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・長野県内の1事業者において、約10戸が断水。なお、断水解消済み。
- ・山口県内の2事業者において、約6,490戸が断水。なお、一部断水解消済み。
- ・大分県内の1事業者において、約1,000戸が断水。なお、断水解消済み。
- ・引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【長野県】 いいじままち 飯島町	約10	0	7/1～ 7/1	・原水の濁り
【山口県】 みねし 美祢市	約5020	約5000	7/1～	・道路崩落による配水管損傷 ・送水ポンプ場冠水による機器故障 ・応急給水実施中
下関市	約1470	約1470	7/1～	・浄水場冠水による機器故障 ・応急給水実施中
【大分県】 このえまち 九重町	約1000	0	6/30～ 7/1	・原水の濁り
合計※	約7500	約6470		

※：各市町村等の断水戸数の合計

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(6/29)

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（6/29）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（6/29）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（6/29）

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

- ・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、連絡体制の確保を要請（6/30）。

現時点で保健所の被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

- ・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請（6/30）。

(4) 避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した。（「令和5年6月29日からの大雨による災害に係る感染症予防対策等について」（令和5年7月1日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡））（7/1）

6 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係（管内の状況） 【7月1日（土）17:30時点】

7/1（土）山口労働局管内の被害状況について、以下のとおり。

- ・庁舎：防府所の書庫の雨漏り（金だらけ半分くらい）、その他の庁舎は被害なし

- ・人的：現時点で負傷者の連絡なし。

- ・家屋：浸水被害3名、うち1名は、自家用車水没。

なお、局及び署所ともに、月曜日の開庁に支障はなし。

7 医療保険関係

○ 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/1）。

※「令和5年6月29日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和5年7月1日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/1）。

○ 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を周知。

○ 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和5年7月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（7/1）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○ 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和5年6月29日からの大雨による災害による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和5年7月1日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（7/1）。

○ 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（7/1）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/1）。

※「令和5年6月29日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和5年7月1日付け保険局医療介護連携政策課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を送付（7/1）。

8 障害者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等につ

いて、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/1山口県）

(2) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（7/1）

(3) 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。（7/2）

9 介護保険関係

(1) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（7/1）。

(2) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/2山口県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（7/2）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（7/2）。

(3) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（7/2山口県）。

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（7/2）。

(4) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（7/2山口県）。

以上